

社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会 居宅介護等重要事項説明書（障害者総合支援法）

1.当協議会の高齢者や障害者を対象にした主な事業

- ①介護保険事業
 - ◇居宅介護支援・介護予防支援
 - ◇訪問介護
 - ◇第 1 号訪問事業
 - ◇熊野川包括支援センター
- ②にこにこサービス事業
- ③介護認定調査
- ④総合支援居宅介護等事業
- ⑤ホームヘルパー養成研修事業
- ⑥福祉サービス利用援助事業
- ⑦車いす貸出し事業
- ⑧福祉車両貸出し事業
- ⑨ふれあい・いきいきサロン事業
- ⑩紙おむつ半額助成事業
- ⑪介護用品斡旋事業
- ⑫ふくし総合相談事業
- ⑬一人暮らし・寝たきり老人激励訪問
- ⑭老人クラブ連合会
- ⑮特定旅客自動車運送事業

2. 利用時間 ⇨ 0：00～24：00

3. 休業日 ⇨ 年中無休

4. 居宅介護等の内容

ホームヘルパーが訪問して次のようなサービスを行います。

- ①家事援助（調理、洗濯、掃除、生活必需品の買物など）
- ②身体介護（食事・排泄・衣類着脱・入浴等の介助、清拭、体位変換、通院等の介助）
- ③同行援護（視覚障害者や脳性まひ等全身性障害者に対する屋外での移動介護）
- ④重度訪問介護（脳性まひ等全身性障害者に対する身体介護、家事援助）

5. 職員体制

当協議会のホームヘルパーは、介護福祉士、ヘルパー養成研修 1 級課程・2 級課程の介護職員初任者研修及び同行援護従事者養成研修修了のいずれかの資格を持っています。

〔職員数 42 名：常勤ヘルパー 8 名・非常勤ヘルパー 34 名〕

（42 名のうち、同行援護従事者 8 名：常勤ヘルパー 8 名・非常勤 2 名）

6. サービス提供責任者

氏 名

電 話 0735-21-2941 ふくしぼん 新宮市社会福祉協議会

7. 利用料

	家事援助	身体介護・通院等 介助（身体介護を 伴う場合）	通院介助等（身体 介護を伴わない 場合）	同行援護
30 分未満	106 円	256 円	106 円	191 円
30 分以上 45 分未満	153 円			
30 分以上 1 時間未満		404 円	197 円	302 円
45 分以上 1 時間未満	197 円			
1 時間以上 1 時間 15 分未満	239 円			
1 時間以上 1 時間 30 分未満		587 円	275 円	436 円
1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	275 円			
1 時間 30 分以上 2 時間未満		669 円		501 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満		754 円		566 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満		837 円		632 円
1 時間 30 分以上、15 分につき	35 円加算			
1 時間 30 分以上、30 分につき			69 円加算	
3 時間以上、30 分につき		83 円加算		66 円加算

	重度訪問介護		重度訪問介護
1 時間未満	186 円	3 時間 30 分以上 4 時間未満	736 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	277 円	4 時間以上 8 時間未満、30 分につき	85 円加算
1 時間 30 分以上 2 時間未満	369 円	8 時間以上 12 時間未満、30 分につき	85 円加算
2 時間以上 2 時間 30 分未満	461 円	12 時間以上 16 時間未満、30 分につき	81 円加算
2 時間 30 分以上 3 時間未満	553 円	16 時間以上 20 時間未満、30 分につき	86 円加算
3 時間以上 3 時間 30 分未満	644 円	20 時間以上 24 時間未満、30 分につき	80 円加算
サービス提供責任者が初回訪問した場合		200 円加算	
身体介護で緊急時に訪問した場合		100 円加算	
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		利用料の 41.7%加算	
特定事業所加算（Ⅱ）		利用料の 10%加算	

※この表は標準的な利用の場合です。サービス種類利用時間帯、時間数等で金額が変わる場合があります。

早朝（午前 6 時～午前 8 時）に利用した場合 →25%増しになります。
夜間（午後 6 時～午後 10 時）に利用した場合→25%増しになります。
深夜（午後 10 時～午前 6 時）に利用した場合→50%増しになります。

・利用者の同意を得て訪問介護員が 2 人でサービスをした場合は、2 人分の利用料となります。

8. 交通費

◇新宮市にお住まいの方、無料です。

◇新宮市以外にお住まいの方、交通費の実費が必要となります。

なお、ホームヘルパーが自動車を利用した場合は、次のとおりです。

①事業所から利用者宅まで片道 5 k m 未満は、100 円になります。

②事業所から利用者宅まで片道 5 k m 以上の場合、5 k m ごとに 100 円加算。

9. キャンセル料

サービスを受ける前日の午後 5 時までにキャンセルの連絡があった場合は、無料になります。

連絡なしでキャンセルした場合は、キャンセル料 500 円をいただきます。

〔連絡先 ☎0735-21-2941 新宮市社会福祉協議会〕

10. サービスの利用方法

①サービスの利用開始

当協議会にお電話ください。職員がお伺いします。

依頼を受けたあと、契約を結び、サービスを開始します。

②サービスの終了

◇お客さまのご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了する日の 1 週間前までにご連絡ください。

◇当協議会の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情によりサービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書でお知らせします。

◇自動的にサービスを終了する場合

お客さまが介護保険に移行したとき。

お客さまが亡くなられたとき。

◇その他

当協議会が守秘義務に反した場合、お客さまに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、サービスを終了することができます。

お客さまがサービス利用料金を支払わない場合、またはお客さまが当協議会の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、すぐにサービスを終了させていただくことがあります。

11. 緊急時の対応

サービスの提供中にお客さまの容態に変化があったときは、家族、救急隊に連絡します。

緊急時の連絡先

(家族) 氏名..... 電話.....

12. 苦情・相談・虐待防止に関する窓口等

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

○苦情受付窓口（担当者） 筒井 沙世里

解決責任者 筒井 沙世里 【0735 - 21 - 2941】

○受付時間 毎週月曜日～日曜日〔8：30～17：15〕

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

○新宮市役所 福祉課 0735－23－3333（新宮市春日 1－1）

○福祉サービス運営適正化委員会 073－435－5222（和歌山市手平 2－1－2）

○新宮市社会福祉協議会（苦情受付窓口） 0735－21－2760（新宮市野田 1－1）

○紀南介護保険広域連合（三重県在住の方）0597－89－6001

(3) 虐待防止に関する相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

○虐待相談窓口（担当者） 管理者 筒井 沙世里【0735 - 21 - 2941】

○受付時間 毎週月曜日～日曜日〔8：30～17：15〕

13. 第三者評価の実施状況

実施の有無：無

14. その他

① サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気などの費用は、お客様のご負担になります。

② サービス利用料金のお支払いは、口座振替・現金の中からお選びください。